



第61号

2020年9月発行

わかば



CONTENTS

- 社協は企業・施設の「地域貢献」を応援します! ... 2・3
- お知らせコーナー 4・5
- 地域の活動ええ和・話・輪 6
- 社協活動紹介・ふくしクイズ 7
- 善意銀行だより 8

この広報誌は一部赤い羽根共同募金の財源を活用しています。



倭文・庄田地区の
「庄田空き家パトロール隊」のみなさん
【詳しくはP6に掲載】

社協は企業・施設の「地域貢献」を応援します！

社協が推進している「地域福祉」とは、それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉法人、企業・団体・施設、ボランティアグループ、NPO法人など、さまざまな主体がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。社協ではより良い地域づくりをすすめるため、企業などが取り組む地域福祉分野での地域貢献活動のお手伝いをしていきたいと考えています。「地域との関わりの中で役に立ちたい」と思っていただける企業などの相談にも応じていますので、まずはご相談ください。

今回は、南あわじ市内の企業や施設の地域貢献活動をご紹介します。

合言葉「ほっとかへん」でつながるネットワーク

【南あわじ市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット南あわじ）】

社会福祉法人は、社会福祉事業をおこなうことを目的とした民間の非営利組織です。高齢者の介護や障がい者への各種支援、児童保育、社会的養護など地域住民が日々の生活の中で必要とするさまざまな福祉サービスの提供や支援を行っています。

近年、人口減少や高齢化、単身世帯が増加する中で、血縁・地縁など昔からあったつながりが薄れ、制度の狭間や複合的な問題が深刻化しており、生活困窮や社会的孤立が問題となっています。これらの問題に対応していくためには、公的な制度や施策だけでなく、“支え合い活動”“地域づくり活動”を社会福祉法人が率先して進めていくことが求められています。社会福祉法人が中心となった地域づくりの取り組みにより、多様な主体が参画し、協働する「福祉のまちづくり」につなげています。

法人の代表者を中心とした「推進会議」は、協議会の方向性や取り組みについて検討を、施設などの現場職員を中心とした「実務担当者会議」では、各法人・施設の特性を活かしながら市内のニーズに合った地域貢献活動を展開しています。



パンフレットなどの啓発資料を作成し、ほっとかへんネットのPRを行っています



災害時にも対応できるネットワークづくりのための研修会を行いました



生活困窮者などに迅速に生活支援を行っていただけるしくみづくりを検討しています



施設を活用した子どもたちの居場所づくりにも取り組んでいます



参加法人

社会福祉法人	淡路島福祉会
社会福祉法人	育世会
社会福祉法人	いちえ福祉会
社会福祉法人	西光寺和順会
社会福祉法人	淡鳳会
社会福祉法人	平成記念会
社会福祉法人	みかり会
社会福祉法人	みはら福祉会
社会福祉法人	むつみ福祉会
社会福祉法人	緑風会
社会福祉法人	南あわじ市
	社会福祉協議会



全11法人

地域の応援なくして企業の発展なし！

【(株)イズミフードマシナリ淡路工場】

(株)イズミフードマシナリ(取締役社長 吉本圭司様)は大正14年に淡路島で産声をあげ、食品関係を中心とした機械の製造を行っている会社です。「地域の応援なくして企業の発展なし」との考えから、淡路工場では長年にわたり地域に根差した貢献活動を行っています。



工場周辺の点検をきっかけに始まった年2回の近隣の清掃活動や、労働組合を中心にペットボトルキャップの収集などを行っています。また、社内に女性活躍を目的とした女性社員のためのグループがあり、その活動の一環として古切手やマスクの寄付なども行っています。さらには、地元広田地区で



災害が起きた場合は、毛布を無償提供するという内容で南あわじ市と災害発生時の支援協定を結んでいるなど、幅広く地域貢献活動に取り組まれています。活動のほとんどは社員のみなさんが自主的に考え、地域のために自分たちができるちょっとしたことから活動を始められているそうです。

来年度には、完全バリアフリーの新事務所が完成予定です。「地域の方への場所の開放や、障がいのある方の雇用にも力を入れていきたい」と今後の熱い思いを聞かせていただきました。

自分たちの仕事のスキルを活かした活動を

【まちの電気屋ネットワーク】

この活動の始まりは、火災により「家庭用電化製品」を失ってしまった方から社協に相談があった際、電気屋さんへ声をかけて電化製品の提供をいただいたことがきっかけでした。「まだ使えるものも多くあるので、処分せずに必要な方に譲るしくみができないか」との思いから、代表の喜田進さんを中心に市内の電気屋さんへ声をかけ、趣旨に賛同いただいた有志の電気屋さん13店舗がネットワークに登録してくれることになりました。南あわじ市、登録している電気屋さん、南あわじ市社協で3者協定を結び、生活に困っている方の自立した生活への一助となるように活動をしています。

現在、冷蔵庫や洗濯機、炊飯器など最低限生活に必要な電化製品一式を倉庫で保管しています。電気屋さんの専門知識を生かし、それらの点検や、必要に応じて設置・取り付けを行っています。

今後は、個人宅に訪問することの多い電気屋さんの特性も活かし、見守りのネットワークとしても活動を広げていく予定です。



誰もが安心して暮らせるまちづくりに企業の持つ力に大きな期待が寄せられています。金品や物品の寄付、企業の会議室などの施設の開放による地域住民との交流、人材を活用したボランティア活動、本業を生かした活動などその形はさまざまです。

善意銀行にも多くの企業や団体のみなさまから寄付をいただいています。8ページに記載していますので、ぜひご覧ください。

「企業として貢献活動に取り組みたい」
「うちもこんな活動をしている」

など、地域貢献活動に関する情報やご相談などがあれば、社協までお気軽にご連絡ください。





お問合せ・申込み: ☎0799-44-3007

「福祉のおまつり」の中止について

毎年、10月～12月にかけて各地区で住民同士のつながりの輪を広げることを目的に「福祉のおまつり」を実施してきました。今年度は10年目の節目を迎える年ではありましたが、各支部運営委員会で協議を重ねた結果、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から下記のまつりについては中止が決定いたしました。楽しみにして下さっていたみなさまには、ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。なお、「みはら福祉のつどい」は実施に向けて検討中です。決まり次第ご案内させていただきます。

【中止】・みどりふれあい福祉のつどい
・せいだんふれあい交流のつどい
・なんだん福祉まつり

来年、またみなさまと一緒に実施できることを楽しみにしています。

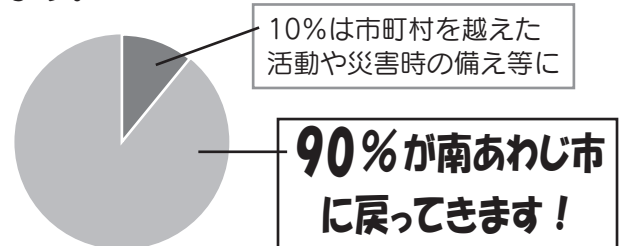


南あわじを良くするしくみ。

10月1日～3月31日は共同募金運動期間

共同募金は、戦後間もない昭和22(1947)年に、市民が主体の民間運動として始まりました。社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。

お寄せいただいた募金は、子どもたちや高齢者、障がい者などを支援するさまざまな福祉活動や、災害時の支援に役立てられます。



現地に行かなくてもできる支援があります ～令和2年7月豪雨災害義援金募集～

7月3日からの豪雨により、各地で記録的な大雨となり、河川の堤防決壊等による洪水や土砂崩れ等の災害が各地で発生しました。この災害により亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

南あわじ市共同募金委員会では、被災された方々の支援のため義援金を募集いたします。受け付けた義援金は、義援金募集を行っている都県の被災状況に応じた按分率に基づき各都県に送金し、被災者へ配分されます。直接社協窓口にお越しいただくか、下記口座へお振込をお願いいたします。

【受付期間】 令和2年7月13日(月)から同年12月28日(月)

【受入金融機関】 (1) ゆうちょ銀行

□座番号 00140-4-325150

□座名義 中央共同募金会令和2年7月豪雨災害義援金

(2) 三井住友銀行

支店名 東京公務部

□座番号 普通預金 0148483

□座名義 (福)中央共同募金会

その他詳しくは「中央共同募金会」のホームページをご確認ください。



お知らせ

介護用品をお譲りします

みなさまから善意銀行にご寄付をいただいた紙おむつなどの物品を、ご自宅で介護をされている方にお譲りしたいと思っております。

日にち 令和2年10月9日(金)
時間 10時～11時
場所 社会福祉協議会(旧緑庁舎)
対象者 南あわじ市在住で自宅で介護をしている方
内容 善意銀行にいただいた物品を必要の方にお譲りいたします。
 例) 紙パンツ、紙おむつ
 尿とりパッドなど
その他 一家族につき5つまで
 (なくなり次第終了)



日常生活自立支援事業のご案内

在宅で生活されていて、判断能力に不安のある方の福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをする事業です。



<利用できる方>

1. 判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方などで本人の意思が確認できる方
2. 自宅に住んでいる方やグループホームやケアハウスなどに住んでいる方

<支援内容>

1. 福祉サービス利用の相談・手続き
2. 各種支払い手続き
金融機関での出入金、通知の確認
3. 通帳や印鑑、年金証書の預かり

登録ヘルパー募集

内容 利用者のお宅で日常的な家事や食事の手助け、入浴の介助など
資格 介護職員初任者研修(ヘルパー2級)、介護福祉士
時給 生活援助 1,200円
 身体介護 1,400円
 ※土・日・祝は300円UP
 ※交通費は別途支給
時間 8:00～18:00のうち数時間
その他 ヘルパーの仕事に不安がある方、ブランクがある方などを対象に職場体験を実施しますので、お気軽にお問合せください。

★朝のみ、夜のみ、週1～2回など短時間でもOK
 ★ライフスタイルに合わせた働き方ができるよう相談に応じます

受講料
無料

高齢者の生活支援サービス 担い手養成研修受講生募集

高齢者を在宅で支える様子を、身近なものとして学んでみませんか？！

日時 令和2年11月8日(日)・29日(日)
 9時～16時 ※2日間の受講が必要
場所 中央公民館 講義室
申込方法 社協窓口または電話で申込み
申込期間 10月1日(木)～10月23日(金)
定員 20名

研修終了後は、訪問介護事業所で生活支援サービス(掃除や買い物などの家事支援等)の提供者として働くことができます。



昨年度の研修会の様子

地域のことは地域で守る!! ～庄田空き家パトロール隊～



赤い羽根共同募金
配分金事業

庄田地区では、自治会が主体となり、地域の防犯対策を目的として、庄田地区自治会と老人クラブが協働し、地域の防犯パトロールを行っています。



活動のきっかけは「ぼうさいカフェ in 緑」。毎年9月初旬ごろ、防災について気軽に話せる場づくりを目的として、社協みどり支部運営委員会主催で開催しています。参加された庄田地区前自治会長の大道治俊さんは、グループワークの中で作成した支え合い(防災)マップを通じ、庄田地区の空き家の多さに衝撃を受けました。「何とかせなあかん!」という思いから、自治会で空き家の防犯も兼ねた、見守りパトロールについて提案しました。見守り活動をするにあたり、

地域でのつながりがある方にまわってもらった方がいいと話し合い、隣保単位で一人暮らし高齢者の見守り訪問を行っている庄田地区老人クラブに活動を依頼しました。

現在活動は毎月1回、赤い羽根共同募金配分金を活用して作ったマグネット標識を貼った車に乗って空き家を巡回。確認は目視ですが、空き家の保安全管理と防犯を兼ねて地域を見守っていこうと、庄田地区老人クラブのみなさんが協力してパトロールされています。

大道さんは「庄田地区での空き家防犯パトロールの取り組みが、他の地域にも輪となって広がっていけばと思っています。自分の命は自分で守ること、地域のことは地域で守ることは基本です。助け合うこと、そして地域の絆が大切なことだと思います」とお話し下さいました。

人と人とのつながりが薄れているこんな時だからこそ、地域の見守りが大切です。庄田空き家パトロール隊のみなさまを見かける機会があれば、ぜひとも声をかけて下さい。



みなさんの「ほっと心がやすらぐ」エピソードをご紹介します

前号でみなさんの「ほっと心がやすらぐ」エピソードを募集しました。コロナ禍でいつもと違う毎日を過ごす中、少しでも心が穏やかになるきっかけになれば幸いです。

●隣のお孫さんにプリンをあげたら、畑に実っているとうもろこしをお返しにいただきました。

●私にとって、玉葱さんは人生そのもの。子供の頃は、玉葱の箱打ちに額に汗を流し、多大のお小遣いを頂き好奇心を満喫、成人してから農業を引継ぎ父母同様に玉葱さんと二人三脚で生計維持、子供に大学教育、家屋新築、健康面に於いても食卓に何時も貴方が居てくれたこそ、結果家族全員大病もせず健康で今日あるのも玉葱さん貴方のお陰です。私は声を大にして叫びたい。「玉葱さん大好きです。ありがとう」

●私の母は亡くなって18年になります。先日母が元気なら同じ年頃のおばさんとお話する機会がありました。そのおばさんは足がとても痛そうですが、庭の草引きをしていました。おばさんは「足は痛いけどお日さまにあたるとボケ防止にもなるし、草を引いたり木の枝を切るときれいになった!!と結果が出るのでうれしくがんばれる!」と笑って話をしてくれました。私はとってもほっこりとした気持ちになり、このおばさんのように年を重ねて頑張りたいと思いました。

●時期遅めに蒔いたアサガオ、だめかなあと思っていたら、つるを伸ばしよく見ると花芽も付けていました。うれしくなって近所の人に見てもらってます。

●家のまわりのゴミとかをひらっていたら、いつもご苦労さまと声をかけてくれました。

●1才の娘と一緒に住む母を「ばあちゃん」と言えるようになりました。

●私、ミシンが大好きで洋服の残り布がたくさん有り、マスクを200枚位縫い、知り合いの友達・親族にあげたり送ったりしました。現在も楽しくミシンを使っています。江尻サロンも始まりました。

各ページの下段にも掲載しています♪

“ええ和・話・輪”で紹介してほしい活動があれば、ぜひ社協までご連絡ください♪

●仕事から帰って来るのが遅い時、子供が買い物に付いて行ってくれて、家に帰ると「お母さん、疲れているから冷蔵庫に入れるものは入れておくわ」と、手伝ってくれる。



わかば

6

知って納得情報

介護保険制度が制定されて20年、「聞いたことはあるけど、意外と知らないことが多いなあ」と感じる人が多いのではないのでしょうか。ここでは、**介護保険の手続き**についてQ&Aでお答えしたいと思います。

Q : **介護保険サービスは何歳から受けられますか？**

A : 65歳以上であれば、介護が必要になった原因を問わず、介護保険制度の利用が可能です。(第一号被保険者と呼ばれています)

40～64歳の方でも介護保険の対象となる病気(関節リウマチ、パーキンソン病など)が原因の場合、認定を受けることができます。(第二号被保険者と呼ばれています)

交通事故などが原因の場合は介護保険の対象外です。

Q : **介護保険サービスを受けたいときはどうすればいいの？**

A : まず、介護保険サービスを利用するには『申請』が必要です。市役所の長寿・保険課が窓口です。窓口まで手続きに行けない方は、お近くの居宅介護支援事業所に相談をし、申請代行を依頼することもできます。(もちろん、社協でも相談を受けています)

Q : **どんな流れで介護保険の認定は決まるの？**

A : 認定を受けるには、①主治医の意見書②認定調査が必要です。

① かかりつけ医に書類を依頼

② 「調査員」が訪問し、体の状態の確認などの聞き取りを行います。

① の書類提出、② の調査を受けることで、審査会(介護判定についての話し合い)が開催され、介護判定が決まります。(非該当、要支援1・2、要介護1～5)



●質問・疑問などがあれば、南あわじ市社協居宅介護支援事業所までお問合せください。電話44-2727

ふくし クイズ

表紙のみなさんは
何の活動をされているでしょう？
空き家〇〇〇〇〇〇隊
(カタカナ5文字)

「たまねぎ」でした。

第60号のふくしクイズの答えは

■**応募方法** はがきに①クイズの答え②あなたが「幸せだなあ」と感じる瞬間③郵便番号④ご住所⑤お名前⑥お電話番号⑦年齢をご記入の上ご応募ください。

■**締め切り** 10月30日(金)必着

■**応募先** 〒656-0122
南あわじ市広田広田1064
南あわじ市社会福祉協議会

◆応募者の中から10名の方に図書カードをプレゼント!

◆当選者の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。

よかさ〜くる“あつまらんか!”を開催しました

8月11日にB & G海洋センターで実施し、5組の親子とボランティアやあわじ特別支援学校の先生など、計27名の参加がありました。

10年目となる今年は、夏休み期間が短いことから1回のみで開催となりました。とても暑い日でしたが、海でカヌーに乗ったり、バナナボートを体験したりと楽しい一日となりました。

子どもたちのつながりだけでなく、親やボランティア、先生などたくさんの人たちと触れ合い、つながりあえることが、よかさ〜くるの大きな目的です。また来年も開催できることを楽しみにしています。



